

東京都新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業協力金交付要綱

制 定	3 福保感防第 6 6 9 号 令和 3 年 6 月 11 日
改 正	3 福保感防第 1 3 4 3 号 令和 3 年 8 月 27 日
改 正	3 福保感防第 1 4 8 2 号 令和 3 年 9 月 6 日
改 正	3 福保感防第 2 4 3 9 号 令和 3 年 1 2 月 2 8 日
改 正	4 福保感防第 2 2 5 号 令和 4 年 4 月 2 6 日
改 正	4 福保感防第 1 2 0 2 号 令和 4 年 7 月 2 9 日
改 正	4 福保感防第 2 2 5 1 号 令和 4 年 1 0 月 6 日

(目的)

第 1 条 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 29 条の規定により第一号法定受託事務とされている新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）に係る特例的な臨時接種に係る事務の実施に当たり、自施設にて個別接種する診療所及び病院（以下「医療機関」という。）に対して協力金を支払うことで、住民等（外国人登録を行っている者を含む。以下同じ。）へのワクチンの接種を促進することを目的とする。

(実施事業)

第 2 条 本要綱で規定する事業は、東京都新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業とする。

(実施主体)

第 3 条 第 2 条に掲げる事業は、東京都（以下「都」という。）が実施する。

(交付対象医療機関等)

第 4 条 本要綱に定める協力金の交付対象医療機関は、都内の以下の要件を満たす医療機関とする。

1 対象医療機関

集合契約方式による区市町村との委託契約を締結し、ワクチンの配分を受けて、個別接種を実施する医療機関

なお、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条に定める「介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む）」、「介護老人保健施設」及び「介護医療院」（以下「高齢者施設等」という。）が、施設の配置医師等（外部の医療機関を除く）により、当該施設内

の入居者・従事者等へ新型コロナウイルスワクチンの接種を行った場合（以下「高齢者施設等による自施設接種」という。）は、当該高齢者施設等を、個別接種を実施する「診療所」とみなす。

2 交付要件

次に掲げる接種回数及び接種体制の要件を満たすこと。

なお、ワクチンの接種に際し、通常診療を休診して実施するかは問わない。また、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問わない。

また、前項に定める「高齢者施設等による自施設接種」による協力金の交付申請においては、以下に規定する接種回数算定において、「自施設」を「当該施設」とし、「住民等」を「当該施設内の入居者・従事者等」として取り扱うこととする。

(1) 接種回数

ア 第一期（令和3年5月9日から7月31日まで）における接種について

以下の（ア）から（エ）までのいずれかの要件を満たすこと。

（ア）診療所が、自施設において、住民等を対象として週100回以上又は週150回以上の接種を、4週間以上行うこと。

（イ）診療所又は病院が、自施設において、住民等を対象として1日に50回以上の接種を行うこと。

（ウ）診療所又は病院が、自施設において、高齢者（令和3年度中に65歳以上に達する、昭和32年4月1日以前に生まれた方をいう。以下同じ。）を対象として1日に30回以上又は60回以上の接種を行い、かつ、期間内に120回以上の接種を行うこと。

（エ）病院が、住民等への接種に当たり特別な接種体制を確保（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合。以下同じ。）し、1日に50回以上の接種を週1日以上実施する週を4週間以上設けること。

イ 第二期（令和3年8月1日から10月2日まで）、第三期（令和3年10月3日から12月4日まで）、第四期（令和3年12月5日から令和4年2月5日まで）、第五期（令和4年2月6日から3月31日まで）、第六期（令和4年4月1日から6月4日まで）、第七期（令和4年6月5日から8月6日まで）及び第八期（令和4年8月7日から10月1日まで）における接種について

以下の（ア）から（ウ）までのいずれかの要件を満たすこと。

（ア）診療所が、自施設において、住民等を対象として週100回以上又は週150回以上の接種を、いずれかの期間において4週間以上行うこと。

（イ）診療所又は病院が、自施設において、住民等を対象として1日に50回以上の接種を行うこと。

（ウ）病院が、住民等への接種に当たり特別な接種体制を確保し、1日に50回以上の接種を週1日以上実施する週をいずれかの期間において4週間以上設けること。

ウ 第九期（令和4年10月2日から12月3日まで）、第十期（令和4年12月4日から令和5年2月4日まで）及び第十一期（令和5年2月5日から3月31日まで）における接種について

以下の（ア）から（エ）までのいずれかの要件を満たすこと。

- （ア）診療所が、自施設において、住民等を対象として週 100 回以上又は週 150 回以上の接種を、4 週間以上行いかつ、週 100 回以上又は週 150 回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも 1 日は、時間外（当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間。以下同じ。）若しくは夜間（午後 6 時以降。以下同じ。）または休日（第九期以降の接種については土曜日を含む。以下同じ。）にかかる接種体制を用意していること。
- （イ）診療所が、自施設において、住民等を対象として、1 日に 50 回以上の接種を行いかつ、当該実施日の時間外若しくは夜間または休日において接種体制を用意していること。
- （ウ）病院が、令和 4 年 11 月までに、住民等を対象として、1 日に 50 回以上の接種を行いかつ、当該実施日の時間外若しくは夜間または休日において接種体制を用意していること。
- （エ）病院が、住民等への接種に当たり特別な接種体制を確保し、1 日に 50 回以上の接種を週 1 日以上実施する週をいずれかの期間において 4 週間以上設けること。

（2）接種体制

以下のアからオまでの全ての要件を満たすこと。

- ア 医療機関が、区市町村の決定した方法に従い、接種の予約受付や予約管理等を行うこと。
なお、ワクチンの有効利用の観点から、キャンセル発生時の対応について、厚生労働省の手引に従い、あらかじめ対応方針を定め、体制を整備すること。
- イ 医療機関が、ワクチン、シリンジ、注射針及び生理食塩水（以下「ワクチン等」という。）の必要量をワクチン接種円滑化システム（V-SYS）に登録するか、基本型施設等に接種予定数量を伝える等により、ワクチン等を確保すること。区市町村又は基本型施設等と移送方法を協議の上、ワクチン等の移送又は受取りを行うこと。ワクチンは、冷蔵庫等により適切に保管すること。
- ウ 医療機関が、ワクチン接種記録システム（VRS）登録タブレット等による接種実績の登録又は区市町村への報告を適切に行うこと。
- エ 接種に伴う副反応等の発生に備え、自院における初期対応や搬送先の医療機関の確認等を含む危機管理体制を整備すること。
- オ 「接種券付き予診票の写し」又は診療録等の接種実績を確認できる書類等を都が定める期間保管すること。

（交付対象期間）

第 5 条 協力金の交付対象期間は、令和 3 年 5 月 9 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

（協力金の交付）

第 6 条 協力金の算定方法及び交付額等は、福祉保健局長が予算の範囲内で別途定める。

(その他)

第7条 本事業の施行に関し必要な事項は、福祉保健局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月11日から施行し、同年5月9日から適用する。

附 則（令和3年8月27日3福保感防第1343号）

この要綱は、令和3年8月27日から施行し、同年8月1日から適用する。

附 則（令和3年9月6日3福保感防第1482号）

この要綱は、令和3年9月6日から施行し、同年5月9日から適用する。

附 則（令和3年12月28日3福保感防第2439号）

この要綱は、令和3年12月28日から施行し、同年12月5日から適用する。

附 則（令和4年4月26日4福保感防第225号）

この要綱は、令和4年4月26日から施行し、令和3年5月9日から適用する。

附 則（令和4年7月29日4福保感防第1202号）

この要綱は、令和4年7月29日から施行し、施行の日から適用する。

附 則（令和4年10月6日4福保感防第2251号）

この要綱は、令和4年10月6日から施行し、同年10月1日から適用する。